平成２３年（フ）第２号
千葉県白井市神々廻974番地
債務者　児平　　豊
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　　亨
4　破産債権の届出期間　平成23年３月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月31日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５号
千葉県市川市妙典２丁目16番15―233号　モア２
債務者　竹田　統秋
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　　亨
4　破産債権の届出期間　平成23年３月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月31日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０１号
千葉市若葉区中野町2171―１、住民票上の住所千葉県東金市極楽寺609番地16
債務者　飯塚　高広
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市川　　剛
4　破産債権の届出期間　平成23年３月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月31日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４８号
新潟市西区西小針台３丁目４番３号
債務者　三条　　隆
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田　将之
4　破産債権の届出期間　平成23年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月15日午後４時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３８号
兵庫県姫路市苫編南２丁目178番地９、従前の事業所所在地兵庫県姫路市苫編48番地
債務者　内川技研こと　内川晉太郎
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　亨三
4　破産債権の届出期間　平成23年３月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月21日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６８号
兵庫県姫路市白浜町寺家１丁目20番地
債務者　吉澤エンタープライズこと　吉澤　昌彦
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹嶋　健治
4　破産債権の届出期間　平成23年３月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月20日午前10時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３８号
沖縄県宮古島市平良字久貝881番地３　川平マンション301
債務者　與那覇賢二
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田島　啓己
4　破産債権の届出期間　平成23年３月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月21日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４号
兵庫県南あわじ市灘土生32番地１
債務者　瀬田　利枝
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　亜衣子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第５号
兵庫県南あわじ市灘土生212番地
債務者　瀬田　眞樹
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　亜衣子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第８号
広島県福山市新涯町５丁目８番36号、旧住所広島県福山市曙町６丁目18番22号　北川アパート102
債務者　加藤　芳造
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第７号
岩手県一関市萩荘字本町55番地３　Ａ棟
債務者　荻荘　恭子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第２３６号
山口県宇部市恩田町１丁目１番２―202号
債務者　本村　日里
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第４２号
北海道茅部郡森町字砂原３丁目63番地の３
債務者　伊藤留衣子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４５号
函館市栄町14番13号
債務者　片桐　照雄
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
函館地方裁判所